

I. 参考 災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート（全体）

表I-1 災害用トイレの確保・管理に係るアセスメント項目案（全体）

取組時期※			取組内容
予防	応急	復旧	
			1 災害用トイレの確保・管理方策の検討・推進
●			1-1 災害用トイレの備蓄・整備状況の確認
●			1-2 避難所等の既設トイレの汚水処理方法の確認（下水道耐震化の状況を含む）
●			1-3 避難所で想定される最大避難者数、避難所外避難者数等の確認
●			1-4 災害時のトイレ（便器）の必要基数の試算
●			1-5 携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備検討
●			1-6 災害用トイレの保管場所の検討・管理
●			1-7 屋外におけるトイレ設置場所の検討・確保（通路や設置場所の舗装を含む）
●			1-8 携帯・簡易トイレの使用手順書（マニュアル）の整理
●			1-9 仮設トイレ（組立式・備蓄）、マンホールトイレの設置・使用手順書（マニュアル）の整理（上屋の転倒防止・堅牢化対策を含む）
●			1-10 災害時の既設トイレの使用手順書・掲示物の作成
●			1-11 災害用トイレの使用 방법에係る掲示物の作成
●			1-12 トイレの衛生管理に必要な物資等の確保、使用期限の管理
●			1-13 災害時のトイレの水洗用水、手洗い用水の確保方法の整理
●			1-14 在宅避難を想定した携帯トイレ等の備蓄、自宅トイレの使用手順の周知
●			1-15 下水道・接続部等の耐震化
			2 汚水処理・使用済み携帯トイレ（便袋）の処理手段の確保
●			2-1 くみ取り業者等と災害時の協定締結の実施
	●		2-2 避難所のくみ取り計画（回収場所・順序・回数）の作成
●	●		2-3 使用済み携帯トイレ（便袋）の保管場所の確保
●	●	●	2-4 使用済み携帯トイレ（便袋）の回収方法、手段の確保
			3 災害時のトイレ運用訓練の実施
●			3-1 避難所運営マニュアルや災害用トイレの設置・使用手順書等を用いた訓練実施
●			3-2 災害用トイレを設置・運用できる人材の育成
			4 多重的な災害用トイレの確保
●	●		4-1 備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段の確保
	●		4-2 既設トイレの使用可能な個室（便器）の確認
	●		4-3 既設トイレの使用禁止などの措置の実施
	●		4-4 備蓄してある携帯・簡易・仮設トイレ（組立式・備蓄）の設置
	●	●	4-5 マンホールトイレの設置
	●	●	4-6 要配慮者専用トイレの確保
	●	●	4-7 避難者数と使用できるトイレ基数から、不足するトイレ（便器）数を把握、要請の実施
	●	●	4-8 トイレの利用状況の把握（並んでいないか、待ち時間はあるのか等）
	●	●	4-9 使用できるトイレ情報の発信
			5 トイレの使用ルールづくり
●	●	●	5-1 トイレの使用ルールの周知、掲示の実施（多言語表記）
	●	●	5-2 正しい手洗い方法の周知、掲示の実施（多言語表記）
●	●	●	5-3 トイレの男女別をわかりやすくする表示の実施（多言語表記）
	●	●	5-4 トイレの防犯対策について使用者に呼びかけを実施
	●	●	5-5 女性、要配慮者、性的マイノリティ等に意見を求め、改善を実施

※予防＝災害発生前 応急＝発災後3日まで 復旧＝発災後4日以降

資料：避難所運営ガイドライン（令和4年4月改定、内閣府（防災担当））等に基づき作成

表I-2 災害用トイレの確保・管理に係るアセスメント項目案（全体）

取組時期※			取組内容
予防	応急	復旧	
			6 多様な視点に配慮した環境づくり
	●	●	6-1 高齢者、障害者、女性用トイレへの動線の安全性の確保(入口の向きの配慮を含む)
●	●	●	6-2 おむつや生理用品等の確保
●	●	●	6-3 おむつや生理用品のサンタリーボックスの確保
	●	●	6-4 女性や子供が昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ設置
	●	●	6-5 女性用トイレの割合が多くなるように設置
	●	●	6-6 防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保
●	●	●	6-7 仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)の実施
●	●	●	6-8 洋式トイレの設置、手すりの設置、段差の解消を実施(バリアフリー)
●	●	●	6-9 子供用のトイレ(便座)の確保
	●	●	6-10 既設トイレの早期復旧
●	●	●	6-11 多様な視点に配慮した掲示や説明
			7 要配慮者ニーズへの対応
	●	●	7-1 トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握を実施
	●	●	7-2 配慮が必要な方について専門職・ボランティアの要請を実施
	●	●	7-3 感染症患者が出たときの専用トイレの確保
	●	●	7-4 装具交換やおむつ交換のための折り畳み台の検討
	●	●	7-5 人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペースの検討
		●	7-6 トイレの待合スペース・雨風日除けの確保を検討
			8 衛生環境の確保
●	●	●	8-1 手洗い場、手洗い用の水・石鹼の確保
●	●	●	8-2 ウェットティッシュ、消毒液(手指消毒用・環境整備用)、消臭剤の確保
●	●	●	8-3 トイレ専用の履物の確保
●	●	●	8-4 トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施
	●	●	8-5 トイレの掃除用具・使い捨て手袋・マスク・作業着等の確保
	●	●	8-6 荷物かけフックの確保
	●	●	8-7 防虫・除虫対策の実施

※予防＝災害発生前 応急＝発災後3日まで 復旧＝発災後4日以降

資料：避難所運営ガイドライン（令和4年4月改定、内閣府（防災担当））等に基づき作成

1. 災害用トイレの確保・管理方策の検討・推進

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●			1-1 災害用トイレの備蓄・整備状況の確認		
●			○区市町村は、備蓄している携帯・簡易トイレの使用可能回数、仮設トイレの基数、整備しているマンホールトイレの基数や上屋の数など、災害用トイレの状況について確認	□	□
●			○区市町村は、災害用トイレの確保について、業界団体等との協定締結の状況について確認	□	□
●			1-2 避難所等の既設トイレの汚水処理方法の確認(下水道耐震化の状況を含む)		
●			○区市町村は、避難所等の既設トイレの汚水処理方法が、下水道や集落排水等の集合処理型か、合併浄化槽・単独浄化槽の個別処理型かを確認	□	□
●			○区市町村は、下水道施設、下水道管の耐震化の状況、避難所等の施設と下水管との接続部の耐震化の状況を確認	□	□
●			1-3 避難所で想定される最大避難者数、避難所外避難者数等の確認		
●			○区市町村は、「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月)に基づき、避難所避難者数や避難所外避難者数を確認	□	□
●			1-4 災害時のトイレ(便器)の必要基数の試算		
●			○区市町村は、必要基数の試算に際し、期間区分を設定(発災後1～3日/4日～1週間/1～2週間/2～1か月/1か月後)	□	□
●			○区市町村は、期間区分ごとに、災害用トイレの利用者数を設定(避難所避難者数・避難所外避難者数のほか、在宅避難者を想定するなど)	□	□
●			○区市町村は、災害用トイレの必要基数を試算 必要基数＝災害用トイレの利用者数÷1基あたりの目標利用者数 ※1基あたりの目標利用者数 発災後1～3日/4日～1週間 : 50人/1基 発災後1～2週間/2～1か月/1か月後 : 20人/1基 なお、女性用と男性用の割合を3:1とすることが適当	□	□
●			1-5 携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備検討		
●			○区市町村は、災害用トイレの必要基数、災害用トイレの備蓄・整備状況から、携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備方針(備蓄・整備量、業界団体等との協定締結による調達)について検討	□	□
●			○区市町村は、災害時において、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保することのできるマンホールトイレの整備を検討(「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」(令和3年3月、国土交通省水管理・国土保全局 下水道部)参照)	□	□
●			1-6 災害用トイレの保管場所の検討・管理		
●			○区市町村は災害用トイレの保管場所について検討・管理 <検討事項例> ●携帯・簡易トイレ等の災害用トイレは避難所等となる施設への備蓄を検討 ●仮設トイレ・マンホールトイレの備品保管庫は専用のものを整備場所近くに設置することを検討 ●区市町村内の地区ごとに備蓄倉庫を設置し分散備蓄することを検討 ●各地区の不足する物資を補完するため、集中備蓄倉庫にて保管を検討	□	□
●			1-7 屋外におけるトイレ設置場所の検討・確保(通路や設置場所の舗装を含む)		
●			○区市町村や避難所等運営者は、避難所等の屋外におけるトイレ設置場所・設置方法について検討・確保 <設置場所・設置方法に係る検討事項例> ●避難スペースから死角になっていない場所を選定 ●避難スペースから離れすぎでない場所を選定 ●物資支援車両や給水車などの緊急車両の動線上を回避 ●上屋の固定器具(打込ピンなど)が地面に設置可能か確認 ●トイレ設置場所や通路が舗装されているか、舗装可能か確認 ●トイレ設置場所や通路が舗装されていない、舗装不可能な場合、ぬかるみ対策の実施検討 ○区市町村や避難所等運営者は、公道上にマンホールトイレ等を設置する場合は、交通上の安全性や利便性について考慮し、運用を確保	□	□

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●			1-8 携帯・簡易トイレの使用手順書(マニュアル)の整理		
●			○区市町村は、携帯・簡易トイレの使用手順書(マニュアル)を整理(動画を含む)し、周知	□	□
●			1-9 仮設トイレ(組立式・備蓄)、マンホールトイレの設置・使用手順書(マニュアル)の整理(上屋の転倒防止・堅牢化対策を含む)		
●			○区市町村は、仮設トイレ(組立式・備蓄)の設置・使用手順書(マニュアル)を整理(動画を含む)し、周知	□	□
●			○区市町村は、マンホールトイレの設置・使用手順書(マニュアル)を整理(動画を含む)し、周知(「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」(令和3年3月、国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)参照)	□	□
●			1-10 災害時の既設トイレの使用手順書・掲示物の作成		
●			○区市町村は、既設トイレの使用手順を検討するとともに、手順書・掲示物を作成(避難所などの施設の安全確認の結果、施設が使用できる場合) <既設トイレの使用手順の例> ●トイレ内において、落下物などの危険箇所がない/便座やタンクが使用可能/排水管からの漏水がない・汚ますやマンホールからあふれない/上階から水を流しても下の階のトイレからあふれない/水が出る →施設内の既設トイレを通常利用 ●トイレ内において、落下物などの危険箇所がない/便座やタンクが使用可能/排水管からの漏水がない・汚ますやマンホールからあふれない/上階から水を流しても下の階のトイレからあふれない/水が出ない →代替用水を確保し、施設内の既設トイレを通常利用 ●トイレ内において、落下物などの危険箇所がない/便座が使用可能(タンクが使用不可能)/排水管からの漏水がある・汚ますやマンホールからあふれる/上階から水を流すと下の階のトイレからあふれる/水が出ない →便座に携帯トイレを取り付けて利用	□	□
●			1-11 災害用トイレの使用法に係る掲示物の作成		
●			○区市町村や避難所等運営者は、避難所などの既設トイレ内において、携帯トイレの使用法を参照することのできる掲示物を作成	□	□
●			○区市町村や避難所等運営者は、避難所などに設置する簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ内において、使用法を参照することのできる掲示物を作成	□	□
●			1-12 トイレの衛生管理に必要な物資等の確保、使用期限の管理		
●			○区市町村において、トイレの衛生管理に必要な物資等を確保し、避難所等となる施設に備蓄 <トイレの衛生管理に必要な物資等例> ●手洗い場/石鹸/ウェットティッシュ/消毒用アルコール/トイレ専用の履物 ●トイレ清掃専用のバケツ(消毒水用、モップ洗浄用)/消毒水作成用の塩素系漂白剤(キッチン用で良い)/ビニール袋(ゴミ袋用、清掃用具持ち運び用)/トイレ掃除用ホウキ・チリトリ/トイレ掃除用雑巾(多用途に使用するため複数用意)/ブラシ(床用、便器等)/トイレ用洗剤(災害用トイレには中性洗剤)/モップ/ペーパータオル(掃除用)等 ●清掃する人が着用するものとして、ゴム手袋(使い捨て)/マスク(使い捨て)/トイレ清掃用の作業着	□	□
●			○避難所等運営者において、トイレの衛生管理に必要な物資等について使用期限を含めて管理	□	□
●			1-13 災害時のトイレの水洗用水、手洗い用水の確保方法の整理		
●			○区市町村、避難所等運営者は、災害時のトイレの水洗用水、手洗い用水について、学校のプール水、貯水槽、井戸水、池・河川水等から確保することを検討 <備考> ●トイレ水洗用:学校のプール水、雨水貯留槽、災害用井戸水、池、河川水等から確保することを検討(ろ過方法を含む) ※バケツ等で流す場合は、トイレトーパーは流さずゴミ袋に貯める方法を検討 ●手洗い用水:水道水、貯水槽水道、ペットボトル等、井戸水(飲用水とできるもの)	□	□
●			○区市町村、避難所等運営者は、災害時のトイレの水洗用水について、水源からの運搬方法(ポンプ、ポリタンク等)を検討	□	□

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●			1-14 在宅避難を想定した携帯トイレ等の備蓄、自宅トイレの使用手順の周知		
●			○都、区市町村は、携帯トイレや簡易トイレ、衛生用品(トイレトーパーパ等)の家庭内備蓄について周知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●			○都、区市町村は、自宅トイレの使用手順について周知(都下水道局HP、「排水設備防災ハンドブック」(都下水道局)、「災害時のトイレ、どうする?」(国土交通省)等参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●			1-15 下水道・接続部等の耐震化		
●			○区市町村は、下水道施設、下水道管、避難所などの施設と下水管との接続部の耐震化を推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2. 汚水処理・使用済み携帯トイレ（便袋）の処理手段の確保

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●			2-1 くみ取り業者等と災害時の協定締結の実施		
●			○区市町村は、し尿収集・運搬に関して、関係事業者と協定を締結	□	□
●			○区市町村は、処理体制の強化に向け、関係事業者との協定内容の見直しを実施	□	□
	●		2-2 避難所のくみ取り計画(回収場所・順序・回数)の作成		
	●		○区市町村は、各避難所等の避難者数、ライフラインの被害状況、便槽型仮設トイレの設置状況を把握	□	□
	●		○区市町村は、し尿発生量を推計	□	□
	●		○区市町村は、必要となる資機材の量を推計	□	□
	●		○区市町村は、確保可能な資機材の量を把握	□	□
	●		○区市町村は、都へ応援要請する資機材の量を確定	□	□
	●		○区市町村は、くみ取り計画を作成	□	□
●	●		2-3 使用済み携帯トイレ(便袋)の保管場所の確保		
●	●		○避難所等運営者は、使用済み便袋の保管場所を検討・確保(便袋の保管はできる限り、雨水で濡れない場所)	□	□
●	●		○避難所等運営者は、使用済み便袋の保管場所における、臭気対策の検討・実施	□	□
●	●	●	2-4 使用済み携帯トイレ(便袋)の回収方法、手段の確保		
●	●	●	○便袋は燃えるごみと同様に焼却処理することができるが、燃えるごみと運搬方法が異なるため、区市町村は、分別収集の必要性を周知	□	□
●	●	●	○区市町村は、便袋の排出時の留意事項を周知 <ul style="list-style-type: none"> ●便袋を排出する際、衛生上の観点からビニール袋を二重にし、口を固く縛って排出 ●ビニール袋の破損を防ぐため、袋内の空気をできるだけ除いてから排出 ●燃焼をしやすくするため、ビニール袋内には新聞紙などの可燃物を混入して排出 ●尿については可能な限りポリタンクなどの容器で保管し下水道復旧後にトイレに排水 ●下水道の障害が長期にわたる場合は、ポリタンクなどの容器で保管している尿を区市町村が収集 	□	□
	●	●	○区市町村は、協定締結機関との連絡手段を確保し、し尿収集・運搬などに関する協力要請を実施	□	□
	●	●	○区市町村は、協定締結機関からの調達だけでは運搬車両などが確保できない場合、都へ応援要請を実施	□	□
●	●	●	○区市町村は、収集運搬にあたっての留意点を周知 <ul style="list-style-type: none"> ●運搬に使用する車両は平ボディ車またはダンプ車とし、パッカー車は使用しない ●携帯用トイレなどの積込み、荷降しにあたっては、作業員の安全・衛生面に配慮した方法で行う ●収集にあたっては、他のごみと分別し、便袋などのみを収集 	□	□

3. 災害時のトイレ運用訓練の実施

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●			3-1 避難所運営マニュアルや災害用トイレの設置・使用手順書等を用いた訓練実施		
●			○避難所等運営者は、避難所などにおいて、携帯トイレの使用や、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの設置・使用・運用に係る訓練を実施	□	□
●			○学校において、防災教育に係る授業の機会を利用し、携帯トイレの使用、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの設置・使用・運用の体験学習を実施	□	□
●			○町会・自治会や学校は、地域のイベント、学校の運動会や体育祭、文化祭の機会を利用し、携帯トイレの使用や、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの設置・使用・運用に係る訓練を実施	□	□
●			3-2 災害用トイレを設置・運用できる人材の育成		
●			○区市町村は、災害用トイレの設置・使用手順書(動画を含む)を作成・周知	□	□
●			○区市町村は、避難所運営マニュアル(ひな型)に、災害時の既設トイレの使用法、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの使用法や避難所等運営者のトイレ運営に係る役割を記載・周知	□	□
●			○避難所等運営者は、避難所などにおいて、携帯トイレの使用や、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの設置・使用・運用に係る訓練を実施	□	□
●			○学校において、防災教育に係る授業の機会を利用し、携帯トイレの使用、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの設置・使用・運用の体験学習を実施	□	□
●			○町会・自治会や学校は、地域のイベント、学校の運動会や体育祭、文化祭の機会を利用し、携帯トイレの使用や、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの設置・使用・運用に係る訓練を実施	□	□

4. 多重的な災害用トイレの確保

取組時期			取組内容	確認したか	実施したか
予防	応急	復旧			
●	●		4-1 備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段の確保		
●	●		○区市町村は、備蓄倉庫から避難所などに災害用トイレを運搬する手段の確保策として、関係事業者と協定を締結	□	□
●	●		○区市町村は、協定締結機関との連絡手段を確保し、災害用トイレの運搬などに関する協力要請を実施	□	□
	●		4-2 既設トイレの使用可能な個室(便器)の確認		
	●		○避難所等運営者は、避難所などの施設の安全確認の結果、施設が使用できる場合、既設トイレの使用手順書に基づき点検し、使用方法を確認 <既設トイレの点検項目等の例> ●トイレ内において、落下物などの危険箇所がない／ある ●便座やタンクが使用可能／不可能 ●排水管からの漏水がない／ある ●汚水ますやマンホールからあふれない／あふれる ●上階から水を流しても下の階のトイレからあふれない／あふれる ●水が出る／出ない	□	□
	●		4-3 既設トイレの使用禁止などの措置の実施		
	●		○避難所等運営者は、避難所などの施設の安全確認の結果、施設が使用できる場合でも、トイレ内において、落下物などにより危険箇所がある場合、便座が使用不可能な場合は、既設トイレの使用禁止などの措置を実施	□	□
	●		4-4 備蓄してある携帯・簡易・仮設トイレ(組立式・備蓄)の設置		
	●		○避難所等運営者は、既設トイレの点検実施後、トイレ内において、落下物などの危険箇所がない／便座が使用可能(タンクが使用不可能)／排水管からの漏水がある・汚水ますやマンホールからあふれる／上階から水を流すと下の階のトイレからあふれる／水が出ない場合は、便座に携帯トイレを取り付けて利用	□	□
	●		○避難所等運営者は、既設トイレが使用できない場合、避難所運営マニュアルや災害用トイレの設置・使用手順書等に基づき、組立式の簡易トイレを設置	□	□
	●		○避難所等運営者は、既設トイレが使用できない場合、避難所運営マニュアルや災害用トイレの設置・使用手順書等に基づき、備蓄している組立式の仮設トイレを設置	□	□
	●	●	4-5 マンホールトイレの設置		
	●	●	○避難所等運営者は、既設トイレが使用できない場合、避難所運営マニュアルや災害用トイレの設置・使用手順書等に基づき、マンホールトイレを設置	□	□
	●	●	4-6 要配慮者専用トイレの確保		
	●	●	○区市町村は、業界団体等との協定に基づき、バリアフリータイプの仮設トイレの設置について要請	□	□
	●	●	4-7 避難者数と使用できるトイレ基数から、不足するトイレ(便器)数を把握、要請の実施		
	●	●	○区市町村は、避難所などの避難者数と使用できるトイレ基数から、不足するトイレ(便器)数を把握	□	□
	●	●	○区市町村は、業界団体等との協定に基づき、災害用トイレについて要請するとともに、必要に応じて、都へ要請	□	□
	●	●	4-8 トイレの利用状況の把握(並んでいないか、待ち時間はあるのか等)		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などのトイレの利用状況を把握	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、災害用トイレが不足している場合、区市町村職員へ要請	□	□
	●	●	4-9 使用できるトイレ情報の発信		
	●	●	○区市町村は、避難場所や避難所などで設置している災害用トイレについて、避難所避難者のほか、避難所外避難者が利用できるように、区ホームページや公式 SNS で位置情報を発信	□	□

5. トイレの使用ルールづくり

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●	●	●	5-1 トイレの使用ルールの周知、掲示の実施(多言語表記)		
●	●	●	<p>○区市町村や避難所等運営者は、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等の使用ルールを作成(多言語表記)</p> <p><マンホールトイレの使用ルール例></p> <p>①トイレ内を見回してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●トイレ内には、擬音装置、防犯ブザー、鏡があります。 ●擬音装置は真ん中水色のボタンを押してください。水の流れる音がします。もう一度押すと止まります。 ●装置上部の小さいボタンは音量ボタンです。 ●防犯ブザーは危険を感じた場合、ボタンを押すか、垂れている紐を引ってください。大きな音が鳴ります。 <p>②手荷物等がある場合は、トイレ右側のフックを利用してください。</p> <p>③トイレは使用前に、便座や手摺等に備え付けの消毒薬を使用し、トイレトペーパーで拭き取り、使用してください。</p> <p>④使用したトイレシートペーパーは、ペットボトルの水を使い便器に流してください。</p> <p>⑤トイレ使用中に正面扉にある使用説明掲示物をご覧ください。 水洗式のトイレですが、ご自宅のトイレの様に水を流すボタン等はありません。 ※掲示物の QR コードを読み込みこむと使用説明動画をご覧になれます。</p> <p>⑥使用後に、便座下部のシューターにトイレトペーパー等が残っていた場合は、備え付けのペットボトルの水(適量)で流してください。この時、キャップは外さないで流してください(シャワー状に水が出ます)。ペットボトルは、500mLと2Lを備えています。</p> <p>⑦男性用小便器も、使用後はペットボトルの水を適量流してください。</p> <p>⑧トイレ使用後は外にある手押しポンプ、手洗い場へ行きましょう。</p>	□	□
●	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、既設トイレ、仮設トイレやマンホールトイレ内に使用ルールを掲示	□	□
	●	●	5-2 正しい手洗い方法の周知、掲示の実施(多言語表記)		
	●	●	<p>○区市町村や避難所等運営者は、手洗いの方法(水が使用できない場合を含む)について、掲示物(写真を含む)を作成(多言語表記)</p> <p><正しい手洗いの方法例></p> <p>①手のひら、指の腹を洗う/②手の甲を伸ばすように洗う/③指先・爪の間を洗う/④指の間を洗う/⑤親指をねじり洗いする/⑥手首を洗う/⑦よくすすぎ、ペーパータオルで拭く</p> <p><水が使えない時の手洗いの方法例></p> <p>①ウェットティッシュで、汚れをよく落とす/②消毒用アルコールをよくすりこむ</p>	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などのトイレ近傍の手洗い場において、手洗い方法を掲示	□	□
●	●	●	5-3 トイレの男女別をわかりやすくする表示の実施(多言語表記)		
●	●	●	○区市町村は、マンホールトイレ等の上屋をパネル式で対応する場合、あらかじめパネルの色を分けたものを準備しておき設置	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、仮設トイレやマンホールトイレの扉に、男女別の標記をピクトグラムにより掲示	□	□
	●	●	5-4 トイレの防犯対策について使用者に呼びかけを実施		
	●	●	○避難所等運営者は、女性や子供に対する暴力等の予防啓発の実施や相談窓口を設置	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、防犯パトロールの実施方法や実施体制を定め、男女混合2名以上で防犯パトロールを実施	□	□
	●	●	5-5 女性、要配慮者、性的マイノリティ等に意見を求め、改善を実施		
	●	●	○避難所等運営者は、要望や困りごとを直接聞く機会、意見箱の設置など、仕組みや体制を構築	□	□

6. 多様な視点に配慮した環境づくり

取組時期			取組内容	確認したか	実施したか
予防	応急	復旧			
	●	●	6-1 高齢者、障害者、女性用トイレへの動線の安全性の確保(入口の向きの配慮を含む)		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、要配慮者はトイレへの移動が便利な部屋を割り当て	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、仮設トイレやマンホールトイレを設置する際、男女分けを行い、離れた場所へ設置するか、入口が別の方向となるように配置	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、避難所の福祉避難スペース内やその近くにトイレを設置	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、要配慮者の部屋からトイレまでの動線がバリアフリーになっているかを確認	□	□
●	●	●	6-2 おむつや生理用品等の確保		
●	●	●	○都・区市町村は、乳幼児用のおむつの他、要配慮者等のトイレ使用が困難となる状況を想定し大人用のおむつを備蓄するとともに、ストーマ装具や生理用品を備蓄	□	□
●	●	●	○都・区市町村は、おむつや生理用品等の調達に際して、物販事業者や業界団体等との協定を確認	□	□
●	●	●	○都・区市町村は、輸送手段及び輸送実施体制等を確保	□	□
●	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、生理用品については女性が配布する体制や、女性用トイレ・女性専用スペースに常備するルールを構築	□	□
●	●	●	6-3 おむつや生理用品のサンタリーボックスの確保		
●	●	●	○都・区市町村は、おむつや生理用品のサンタリーボックスを備蓄	□	□
●	●	●	○都・区市町村は、サンタリーボックスの調達に際して、物販事業者や業界団体等との協定を確認	□	□
●	●	●	○都・区市町村は、輸送手段及び輸送実施体制等を確保	□	□
●	●	●	○避難所等運営者は、避難所などのトイレにおけるサンタリーボックス及び小袋の設置、交換体制について確認	□	□
	●	●	6-4 女性や子供が昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ設置		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、女性や子供が利用するトイレは、屋外や暗い場所を通らないように動線を確保	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、子供と一緒に大人が入れるスペースのあるトイレを設置	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、おむつ替えのスペースがあるトイレを確保	□	□
	●	●	6-5 女性用トイレの割合が多くなるように設置		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、男性トイレと女性トイレの割合は1:3とするなど、女性用トイレの数が多くなるように配置	□	□
	●	●	6-6 防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、夜間照明を個室・トイレまでの経路に設置	□	□
●	●	●	6-7 仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)の実施		
●			○都・区市町村は、個室が施錠可能なタイプの仮設トイレやマンホールトイレの上屋を備蓄、また、調達することを想定し業界団体等との協定を確認	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、個室が施錠可能なタイプの仮設トイレやマンホールトイレの上屋を設置	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、個室内に防犯ブザーを設置・動作確認	□	□
●	●	●	6-8 洋式トイレの設置、手すりの設置、段差の解消を実施(バリアフリー)		
●	●	●	○都・区市町村は、避難所などにおいて、洋式トイレの設置、手すりの設置、段差の解消、スロープの設置など、バリアフリー対策を実施	□	□

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●	●	●	6-9 子供用のトイレ(便座)の確保		
●			○都・区市町村は、多機能型の仮設トイレやマンホールトイレの上屋、乳幼児用便座を備蓄するとともに調達することを想定し業界団体等との協定を確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、多機能型の仮設トイレやマンホールトイレを設置、乳幼児用便座を配置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●	●	6-10 既設トイレの早期復旧		
	●	●	○都・区市町村は、避難所などにおける既設トイレの早期復旧を実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●	●	●	6-11 多様な視点に配慮した掲示や説明		
●	●	●	○避難所運営者は、子供、障害者、外国人等に配慮した「やさしい日本語」を含む多言語での掲示や説明を実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

7. 要配慮者ニーズへの対応

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
	●	●	7-1 トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握を実施		
	●	●	<p>○避難所等運営者は、避難所などにおいて、高齢者、視覚障害のある人、肢体不自由のある人、知的障害のある人、LGBTQや性同一性障害のある人など、要配慮者ごとの留意事項を確認</p> <p><要配慮者の配慮事項例></p> <p>■高齢者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●できるだけ出入口やトイレに近い場所に居住スペースを確保するなど、移動が少なくて済むように配慮 <p>■視覚障害のある人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●できるだけ出入口やトイレに近い場所に居住スペースを確保するなど、移動が少なくて済むように配慮 ●トイレなどの情報は、必ず読み上げて伝達 ●トイレなど部屋の配置がわかるように避難所の中を案内 <p>■肢体不自由のある人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●できるだけ出入口やトイレに近い場所に居住スペースを確保するなど、移動が少なくて済むように配慮 ●通路に障害物がないか気をつけ、車いすや松葉杖の利用者が通れるスペースを確保 ●避難所のトイレが使用できない場合があるため、本人への確認が必要 <p>■知的障害のある人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●トイレなどの情報が理解できているか、声かけ確認が必要 <p>■LGBTQ や性同一性障害のある人など</p> <ul style="list-style-type: none"> ●トイレは、男女別のほか男女共用も設置するなど、利用しやすいよう配慮 	□	□
	●	●	○避難所等運営者において、避難者名簿を作成する際に、要配慮者の配慮事項を確認	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、配慮事項にあわせた居住スペースへの誘導	□	□
	●	●	7-2 配慮が必要な方について専門職・ボランティアの要請を実施		
	●	●	○避難所等の派遣職員から、区市町村災害対策本部へ、看護師や介護福祉士など、医療・介護に係る専門職・専門ボランティアの派遣を要請	□	□
	●	●	7-3 感染症患者が出たときの専用トイレの確保		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、一般の居住区と感染症陽性者や感染の疑いがある方等との区域を明確に分け、間仕切り等で区切るとともに、専用トイレを設置	□	□
	●	●	7-4 装具交換やおむつ交換のための折り畳み台の検討		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、車いす等で利用できる男女共用の多機能トイレを設置するとともに、装具交換やおむつ交換のできる折り畳み台や照明を設置	□	□
	●	●	7-5 人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペースの検討		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、車いす等で利用できる男女共用の多機能トイレを設置するとともに、人工肛門・人工膀胱保有者がストーマ装具を交換できる折り畳み台や照明を設置	□	□
		●	7-6 トイレの待合スペース・雨風日除けの確保を検討		
		●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、屋外において、仮設トイレの順番を安心して待つことができるように、待合スペース(椅子等)を設置することを検討	□	□
		●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、屋外において、仮設トイレや待合スペースに仮設テント等を設置し、雨天時等でも傘をさすことなく、また、暑さが原因でトイレを避けることがないようにすることを検討	□	□

8. 衛生環境の確保

取組時期			取組内容	確認したか	実施したか
予防	応急	復旧			
●	●	●	8-1 手洗い場、手洗い用の水・石鹸の確保		
●	●	●	○手洗い水の確保が可能な場合、避難所等運営者において、手洗い場、手洗い水、石鹸、ペーパータオル等(手洗い場の排水の確保を含む)を用意	□	□
●	●	●	○避難所等運営者において、手洗い方法を掲示	□	□
●	●	●	8-2 ウェットティッシュ、消毒液(手指消毒用・環境整備用)、消臭剤の確保		
●	●	●	○手洗い水がない場合、避難所等運営者において、ウェットティッシュを用意	□	□
●	●	●	○手洗い水がない場合、避難所等運営者において、手指消毒用アルコールを用意	□	□
●	●	●	○避難所等運営者において、手指消毒方法を掲示	□	□
●	●	●	○避難所等運営者において、消臭剤を用意	□	□
●	●	●	8-3 トイレ専用の履物の確保		
●	●	●	○避難所等運営者において、トイレ専用の履物を用意(屋内のトイレに限る)	□	□
●	●	●	8-4 トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施		
	●	●	○避難所等運営者において、避難者の中から、トイレの責任者とトイレ掃除当番を決定	□	□
	●	●	○避難所等運営者において、トイレの清掃・利用の注意事項を提示 <トイレの衛生管理の注意事項例> <ul style="list-style-type: none"> ● トイレの入口には手洗用の消毒液を設置し、換気を十分に行うこと ● トイレ清掃は当番制で毎日行い、清潔に保つことを心がけて使用すること ● 消毒液は、消毒液の作り方を作成し、参照すること ● 清掃の方法は、薬液等に浸して絞った布で拭くこと ● 清掃の頻度は、1日1回を目安とすること。ただし、使用頻度に応じて適宜行うこと 	□	□
●	●	●	○避難所等運営者において、衛生確保に係る注意事項を提示 <トイレの衛生管理の注意事項例> <ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが気持ちよくトイレを使うために、女性もリーダーシップを発揮できる避難所運営体制にすること ● 感染症を予防するために手洗い水の確保や手洗いを徹底すること ● 掃除当番を決めること ● 定期的に見回りし、汚れてないか確認すること。 ● 体育館等の室内のトイレでは、専用の履物を用意すること ● 便袋を使用する場合は、汚物処理の方法を徹底し、汚物の保管場所を確保すること ● 便袋の保管場所はできる限り、雨水で濡れない場所を選択すること ● 感染症患者が出ることを想定し、専用のトイレを設けること ● ボランティア等の支援者の力を借りて、衛生的なトイレ環境を維持すること 	□	□
	●	●	8-5 トイレの掃除用具・使い捨て手袋・マスク・作業着等の確保		
	●	●	○避難所等運営者において、トイレ清掃用具を用意 <トイレ清掃用具例> <ul style="list-style-type: none"> ● 掃除用水(清掃用と消毒用)/トイレ清掃専用のバケツ(消毒水用、モップ洗浄用)/消毒水作成用の塩素系漂白剤(キッチン用で良い)/ビニール袋(ゴミ袋用、清掃用具持ち運び用)/トイレ掃除用ホウキ・チリトリ/トイレ掃除用雑巾(多用途に使用するため複数用意)/ブラシ(床用、便器等)/トイレ用洗剤(災害用トイレには中性洗剤)/モップ/ペーパータオル(掃除用)等 ● 清掃する人が着用するものとして、ゴム手袋(使い捨て)/マスク(使い捨て)/トイレ清掃用の作業着 	□	□
	●	●	8-6 荷物かけフックの確保		
	●	●	○避難所等運営者において、便器内にトイレットペーパー以外のものを混入されるのを防止、また、トイレへの落とし物を防ぐことなどを目的とし、荷物かけフックを設置	□	□
	●	●	8-7 防虫・除虫対策の実施		
	●	●	○避難所等運営者において、汚物用ビニール袋、汚物用脱臭剤の用意	□	□
	●	●	○避難所等運営者において、トイレ用防虫剤の用意	□	□

II. 参考 災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート（区市町村の役割）

1. 災害用トイレの確保・管理方策の検討・推進

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●			1-1 災害用トイレの備蓄・整備状況の確認		
●			○区市町村は、備蓄している携帯・簡易トイレの使用可能回数、仮設トイレの基数、整備しているマンホールトイレの基数や上屋の数など、災害用トイレの状況について確認	□	□
●			○区市町村は、災害用トイレの確保について、業界団体等との協定締結の状況について確認	□	□
●			1-2 避難所等の既設トイレの汚水処理方法の確認(下水道耐震化の状況を含む)		
●			○区市町村は、避難所等の既設トイレの汚水処理方法が、下水道や集落排水等の集合処理型か、合併浄化槽・単独浄化槽の個別処理型かを 確認	□	□
●			○区市町村は、下水道施設、下水道管の耐震化の状況、避難所等の施設と下水管との接続部の耐震化の状況を確認	□	□
●			1-3 避難所で想定される最大避難者数、避難所外避難者数等の確認		
●			○区市町村は、「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月)に基づき、避難所避難者数や避難所外避難者数を 確認	□	□
●			1-4 災害時のトイレ(便器)の必要基数の試算		
●			○区市町村は、必要基数の試算に際し、期間区分を設定(発災後1～3日／4日～1週間／1～2週間／2～1か月／1か月後)	□	□
●			○区市町村は、期間区分ごとに、災害用トイレの利用者数を設定(避難所避難者数・避難所外避難者数のほか、在宅避難者を想定するなど)	□	□
●			○区市町村は、災害用トイレの必要基数を試算 必要基数＝災害用トイレの利用者数÷1基あたりの目標利用者数 ※1基あたりの目標利用者数 発災後1～3日／4日～1週間 : 50人/1基 発災後1～2週間／2～1か月／1か月後 : 20人/1基 なお、女性用と男性用の割合を3:1とすることが 適当	□	□
●			1-5 携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備検討		
●			○区市町村は、災害用トイレの必要基数、災害用トイレの備蓄・整備状況から、携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備方針(備蓄・整備量、業界団体等との協定締結による調達)について 検討	□	□
●			○区市町村は、災害時において、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保することのできるマンホールトイレの整備を検討(「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」(令和3年3月、国土交通省水管理・国土保全局 下水道部)参照)	□	□
●			1-6 災害用トイレの保管場所の検討・管理		
●			○区市町村は災害用トイレの保管場所について検討・管理 <検討事項例> ●携帯・簡易トイレ等の災害用トイレは避難所等となる施設への備蓄を検討 ●仮設トイレ・マンホールトイレの備品保管庫は専用のものを整備場所近くに設置することを検討 ●区市町村内の地区ごとに備蓄倉庫を設置し分散備蓄することを検討 ●各地区の不足する物資を補完するため、集中備蓄倉庫にて保管を検討	□	□
●			1-7 屋外におけるトイレ設置場所の検討・確保(通路や設置場所の舗装を含む)		
●			○区市町村や避難所等運営者は、避難所等の屋外におけるトイレ設置場所・設置方法について検討・確保 <設置場所・設置方法に係る検討事項例> ●避難スペースから死角になっていない場所を選定 ●避難スペースから離れすぎでない場所を選定 ●物資支援車両や給水車などの緊急車両の動線上を回避 ●上屋の固定器具(打込ピンなど)が地面に設置可能か確認 ●トイレ設置場所や通路が舗装されているか、舗装可能か確認 ●トイレ設置場所や通路が舗装されていない、舗装不可能な場合、ぬかるみ対策の実施検討 ○区市町村や避難所等運営者は、公道上にマンホールトイレ等を設置する場合は、交通上の安全性や利便性について考慮し、運用を確保	□	□

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●			1-8 携帯・簡易トイレの使用手順書(マニュアル)の整理		
●			○区市町村は、携帯・簡易トイレの使用手順書(マニュアル)を整理(動画を含む)し、周知	□	□
●			1-9 仮設トイレ(組立式・備蓄)、マンホールトイレの設置・使用手順書(マニュアル)の整理(上屋の転倒防止・堅牢化対策を含む)		
●			○区市町村は、仮設トイレ(組立式・備蓄)の設置・使用手順書(マニュアル)を整理(動画を含む)し、周知	□	□
●			○区市町村は、マンホールトイレの設置・使用手順書(マニュアル)を整理(動画を含む)し、周知(「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」(令和3年3月、国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)参照)	□	□
●			1-10 災害時の既設トイレの使用手順書・掲示物の作成		
●			○区市町村は、既設トイレの使用手順を検討するとともに、手順書・掲示物を作成(避難所などの施設の安全確認の結果、施設が使用できる場合) <既設トイレの使用手順の例> ●トイレ内において、落下物などの危険箇所がない/便座やタンクが使用可能/排水管からの漏水がない・汚水ますやマンホールからあふれない/上階から水を流しても下の階のトイレからあふれない/水が出る →施設内の既設トイレを通常利用 ●トイレ内において、落下物などの危険箇所がない/便座やタンクが使用可能/排水管からの漏水がない・汚水ますやマンホールからあふれない/上階から水を流しても下の階のトイレからあふれない/水が出ない →代替用水を確保し、施設内の既設トイレを通常利用 ●トイレ内において、落下物などの危険箇所がない/便座が使用可能(タンクが使用不可能)/排水管からの漏水がある・汚水ますやマンホールからあふれる/上階から水を流すと下の階のトイレからあふれる/水が出ない →便座に携帯トイレを取り付けて利用	□	□
●			1-11 災害用トイレの使用方法に係る掲示物の作成		
●			○区市町村や避難所等運営者は、避難所などの既設トイレ内において、携帯トイレの使用方法を参照することのできる掲示物を作成	□	□
●			○区市町村や避難所等運営者は、避難所などに設置する簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ内において、使用方法を参照することのできる掲示物を作成	□	□
●			1-12 トイレの衛生管理に必要な物資等の確保、使用期限の管理		
●			○区市町村において、トイレの衛生管理に必要な物資等を確保し、避難所等となる施設に備蓄 <トイレの衛生管理に必要な物資等例> ●手洗い場/石鹸/ウェットティッシュ/消毒用アルコール/トイレ専用の履物 ●トイレ清掃専用のバケツ(消毒水用、モップ洗浄用)/消毒水作成用の塩素系漂白剤(キッチン用で良い)/ビニール袋(ゴミ袋用、清掃用具持ち運び用)/トイレ掃除用ホウキ・チリトリ/トイレ掃除用雑巾(多用途に使用するため複数用意)/ブラシ(床用、便器等)/トイレ用洗剤(災害用トイレには中性洗剤)/モップ/ペーパータオル(掃除用)等 ●清掃する人が着用するものとして、ゴム手袋(使い捨て)/マスク(使い捨て)/トイレ清掃用の作業着	□	□
●			1-13 災害時のトイレの水洗用水、手洗い用水の確保方法の整理		
●			○区市町村、避難所等運営者は、災害時のトイレの水洗用水、手洗い用水について、学校のプール水、貯水槽、井戸水、池・河川水等から確保することを検討 <備考> ●トイレ水洗用:学校のプール水、雨水貯留槽、災害用井戸水、池、河川水等から確保することを検討(ろ過方法を含む) ※バケツ等で流す場合は、トイレトーパーは流さずゴミ袋に貯める方法を検討 ●手洗い用水:水道水、貯水槽水道、ペットボトル等、井戸水(飲用水とできるもの)	□	□
●			○区市町村、避難所等運営者は、災害時のトイレの水洗用水について、水源からの運搬方法(ポンプ、ポリタンク等)を検討	□	□
●			1-14 在宅避難を想定した携帯トイレ等の備蓄、自宅トイレの使用手順の周知		
●			○都、区市町村は、携帯トイレや簡易トイレ、衛生用品(トイレトーパー等)の家庭内備蓄について周知	□	□
●			○都、区市町村は、自宅トイレの使用手順について周知(都下水道局HP、「排水設備防災ハンドブック」(都下水道局)、「災害時のトイレ、どう	□	□

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
			する？」(国土交通省)等参照)		
●			1-15 下水道・接続部等の耐震化		
●			○区市町村は、下水道施設、下水道管、避難所などの施設と下水管との接続部の耐震化を推進	□	□

2. 汚水処理・使用済み携帯トイレ（便袋）の処理手段の確保

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●			2-1 くみ取り業者等と災害時の協定締結の実施		
●			○区市町村は、し尿収集・運搬に関して、関係事業者と協定を締結	□	□
●			○区市町村は、処理体制の強化に向け、関係事業者との協定内容の見直しを実施	□	□
	●		2-2 避難所のくみ取り計画(回収場所・順序・回数)の作成		
	●		○区市町村は、各避難所等の避難者数、ライフラインの被害状況、便槽型仮設トイレの設置状況を把握	□	□
	●		○区市町村は、し尿発生量を推計	□	□
	●		○区市町村は、必要となる資機材の量を推計	□	□
	●		○区市町村は、確保可能な資機材の量を把握	□	□
	●		○区市町村は、都へ応援要請する資機材の量を確定	□	□
	●		○区市町村は、くみ取り計画を作成	□	□
●	●	●	2-4 使用済み携帯トイレ(便袋)の回収方法、手段の確保		
●	●	●	○便袋は燃えるごみと同様に焼却処理することができるが、燃えるごみと運搬方法が異なるため、区市町村は、分別収集の必要性を周知	□	□
●	●	●	○区市町村は、便袋の排出時の留意事項を周知 ●便袋を排出する際、衛生上の観点からビニール袋を二重にし、口を固く縛って排出 ●ビニール袋の破損を防ぐため、袋内の空気をできるだけ除いてから排出 ●燃焼をしやすくするため、ビニール袋内には新聞紙などの可燃物を混入して排出 ●尿については可能な限りポリタンクなどの容器で保管し下水道復旧後にトイレに排水 ●下水道の障害が長期にわたる場合は、ポリタンクなどの容器で保管している尿を区市町村が収集	□	□
	●	●	○区市町村は、協定締結機関との連絡手段を確保し、し尿収集・運搬などに関する協力要請を実施	□	□
	●	●	○区市町村は、協定締結機関からの調達だけでは運搬車両などが確保できない場合、都へ応援要請を実施	□	□
●	●	●	○区市町村は、収集運搬にあたっての留意点を周知 ●運搬に使用する車両は平ボディー車またはダンプ車とし、パッカー車は使用しない ●携帯用トイレなどの積込み、荷降しにあたっては、作業員の安全・衛生面に配慮した方法で行う ●収集にあたっては、他のごみと分別し、便袋などのみを収集	□	□

3. 災害時のトイレ運用訓練の実施

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●			3-2 災害用トイレを設置・運用できる人材の育成		
●			○区市町村は、災害用トイレの設置・使用手順書(動画を含む)を作成・周知	□	□
●			○区市町村は、避難所運営マニュアル(ひな型)に、災害時の既設トイレの使用方法、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの使用方法や避難所等運営者のトイレ運営に係る役割を記載・周知	□	□

4. 多重的な災害用トイレの確保

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●	●		4-1 備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段の確保		
●	●		○区市町村は、備蓄倉庫から避難所などに災害用トイレを運搬する手段の確保策として、関係事業者と協定を締結	□	□
●	●		○区市町村は、協定締結機関との連絡手段を確保し、災害用トイレの運搬などに関する協力要請を実施	□	□
	●	●	4-6 要配慮者専用トイレの確保		
	●	●	○区市町村は、業界団体等との協定に基づき、バリアフリータイプの仮設トイレの設置について要請	□	□
	●	●	4-7 避難者数と使用できるトイレ基数から、不足するトイレ(便器)数を把握、要請の実施		
	●	●	○区市町村は、避難所などの避難者数と使用できるトイレ基数から、不足するトイレ(便器)数を把握	□	□
	●	●	○区市町村は、業界団体等との協定に基づき、災害用トイレについて要請するとともに、必要に応じて、都へ要請	□	□
	●	●	4-9 使用できるトイレ情報の発信		
	●	●	○区市町村は、避難場所や避難所などで設置している災害用トイレについて、避難所避難者のほか、避難所外避難者が利用できるように、区ホームページや公式 SNS で位置情報を発信	□	□

5. トイレの使用ルールづくり

取組時期			取組内容	確認したか	実施したか
予防	応急	復旧			
●	●	●	5-1 トイレの使用ルールの周知、掲示の実施(多言語表記) ○区市町村や避難所等運営者は、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等の使用ルールを作成(多言語表記) <マンホールトイレの使用ルール例> ①トイレ内を見回してください。 ●トイレ内には、擬音装置、防犯ブザー、鏡があります。 ●擬音装置は真ん中水色のボタンを押してください。水の流れる音がします。もう一度押すと止まります。 ●装置上部の小さいボタンは音量ボタンです。 ●防犯ブザーは危険を感じた場合、ボタンを押すか、垂れている紐を引いてください。大きな音が鳴ります。 ②手荷物等がある場合は、トイレ右側のフックを利用してください。 ③トイレは使用前に、便座や手摺等に備え付けの消毒薬を使用し、トイレットペーパーで拭き取り、使用してください。 ④使用したトイレシートペーパーは、ペットボトルの水を使い便器に流してください。 ⑤トイレ使用中に正面扉にある使用説明掲示物をご覧ください。 水洗式のトイレですが、ご自宅のトイレの様に水を流すボタン等はありません。 ※掲示物の QR コードを読み込みこむと使用説明動画をご覧ください。 ⑥使用後に、便座下部のシューターにトイレットペーパー等が残っていた場合は、備え付けのペットボトルの水(適量)で流してください。この時、キャップは外さないで流してください(シャワー状に水が出ます)。ペットボトルは、500mLと2Lを備えています。 ⑦男性用小便器も、使用後はペットボトルの水を適量流してください。 ⑧トイレ使用後は外にある手押しポンプ、手洗い場へ行きましょう。	□	□
	●	●	5-2 正しい手洗い方法の周知、掲示の実施(多言語表記) ○区市町村や避難所等運営者は、手洗いの方法(水が使用できない場合を含む)について、掲示物(写真を含む)を作成(多言語表記) <正しい手洗いの方法例> ①手のひら、指の腹を洗う／②手の甲を伸ばすように洗う／③指先・爪の間を洗う／④指の間を洗う／⑤親指をねじり洗う／⑥手首を洗う／⑦よくすすぎ、ペーパータオルで拭く <水が使えない時の手洗いの方法例> ①ウェットティッシュで、汚れをよく落とす／②消毒用アルコールをよくすりこむ	□	□
●	●	●	5-3 トイレの男女別をわかりやすくする表示の実施(多言語表記) ○区市町村は、マンホールトイレ等の上屋をパネル式で対応する場合、あらかじめパネルの色を分けたものを準備しておき設置	□	□

6. 多様な視点に配慮した環境づくり

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●	●	●	6-2 おむつや生理用品等の確保		
●	●	●	○都・区市町村は、乳幼児用のおむつの他、要配慮者等のトイレ使用が困難となる状況を想定し大人用のおむつを備蓄するとともに、ストーマ装具や生理用品を備蓄	□	□
●	●	●	○都・区市町村は、おむつや生理用品等の調達に際して、物販事業者や業界団体等との協定を確認	□	□
●	●	●	○都・区市町村は、輸送手段及び輸送実施体制等を確保	□	□
●	●	●	6-3 おむつや生理用品のサニタリーボックスの確保		
●	●	●	○都・区市町村は、おむつや生理用品のサニタリーボックスを備蓄	□	□
●	●	●	○都・区市町村は、サニタリーボックスの調達に際して、物販事業者や業界団体等との協定を確認	□	□
●	●	●	○都・区市町村は、輸送手段及び輸送実施体制等を確保	□	□
●	●	●	6-7 仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)の実施		
●			○都・区市町村は、個室が施錠可能なタイプの仮設トイレやマンホールトイレの上屋を備蓄、また、調達することを想定し業界団体等との協定を確認	□	□
●	●	●	6-8 洋式トイレの設置、手すりの設置、段差の解消を実施(バリアフリー)		
●	●	●	○都・区市町村は、避難所などにおいて、洋式トイレの設置、手すりの設置、段差の解消、スロープの設置など、バリアフリー対策を実施	□	□
●	●	●	6-9 子供用のトイレ(便座)の確保		
●			○都・区市町村は、多機能型の仮設トイレやマンホールトイレの上屋、乳幼児用便座を備蓄するとともに調達することを想定し業界団体等との協定を確認	□	□
	●	●	6-10 既設トイレの早期復旧		
	●	●	○都・区市町村は、避難所などにおける既設トイレの早期復旧を実施	□	□

7. 要配慮者ニーズへの対応

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
	●	●	7-2 配慮が必要な方について専門職・ボランティアの要請を実施		
	●	●	○避難所等の派遣職員から、区市町村災害対策本部へ、看護師や介護福祉士など、医療・介護に係る専門職・専門ボランティアの派遣を要請	□	□

III. 参考 災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート（避難所等運営者などの役割）

1. 災害用トイレの確保・管理方策の検討・推進

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●			1-7 屋外におけるトイレ設置場所の検討・確保（通路や設置場所の舗装を含む） ○区市町村や避難所等運営者は、避難所等の屋外におけるトイレ設置場所・設置方法について検討・確保 ＜設置場所・設置方法に係る検討事項例＞ ●避難スペースから死角になっていない場所を選定 ●避難スペースから離れすぎない場所を選定 ●物資支援車両や給水車などの緊急車両の動線上を回避 ●上屋の固定器具（打込ピンなど）が地面に設置可能か確認 ●トイレ設置場所や通路が舗装されているか、舗装可能か確認 ●トイレ設置場所や通路が舗装されていない、舗装不可能な場合、ぬかるみ対策の実施検討 ○区市町村や避難所等運営者は、公道上にマンホールトイレ等を設置する場合は、交通上の安全性や利便性について考慮し、運用を確保	□	□
●			1-11 災害用トイレの使用方法に係る掲示物の作成 ○区市町村や避難所等運営者は、避難所などの既設トイレ内において、携帯トイレの使用方法を参照することのできる掲示物を作成	□	□
●			○区市町村や避難所等運営者は、避難所などに設置する簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ内において、使用方法を参照することのできる掲示物を作成	□	□
●			1-12 トイレの衛生管理に必要な物資等の確保、使用期限の管理 ○避難所等運営者において、トイレの衛生管理に必要な物資等について使用期限を含めて管理	□	□
●			1-13 災害時のトイレの水洗用水、手洗い用水の確保方法の整理 ○区市町村、避難所等運営者は、災害時のトイレの水洗用水、手洗い用水について、学校のプール水、貯水槽、井戸水、池・河川水等から確保することを検討 ＜備考＞ ●トイレ水洗用：学校のプール水、雨水貯留槽、災害用井戸水、池、河川水等から確保することを検討（ろ過方法を含む） ※バケツ等で流す場合は、トイレトーパーは流さずゴミ袋に貯める方法を検討 ●手洗い用水：水道水、貯水槽水道、ペットボトル等、井戸水（飲用水とできるもの）	□	□
●			○区市町村、避難所等運営者は、災害時のトイレの水洗用水について、水源からの運搬方法（ポンプ、ポリタンク等）を検討	□	□

2. 汚水処理・使用済み携帯トイレ（便袋）の処理手段の確保

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●	●		2-3 使用済み携帯トイレ（便袋）の保管場所の確保 ○避難所等運営者は、使用済み便袋の保管場所を検討・確保（便袋の保管はできる限り、雨水で濡れない場所）	□	□
●	●		○避難所等運営者は、使用済み便袋の保管場所における、臭気対策の検討・実施	□	□

3. 災害時のトイレ運用訓練の実施

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●			3-1 避難所運営マニュアルや災害用トイレの設置・使用手順書等を用いた訓練実施		
●			○避難所等運営者は、避難所などにおいて、携帯トイレの使用や、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの設置・使用・運用に係る訓練を実施	□	□
●			○学校において、防災教育に係る授業の機会を利用し、携帯トイレの使用、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの設置・使用・運用の体験学習を実施	□	□
●			○町会・自治会や学校は、地域のイベント、学校の運動会や体育祭、文化祭の機会を利用し、携帯トイレの使用や、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの設置・使用・運用に係る訓練を実施	□	□
●			3-2 災害用トイレを設置・運用できる人材の育成		
●			○避難所等運営者は、避難所などにおいて、携帯トイレの使用や、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの設置・使用・運用に係る訓練を実施	□	□
●			○学校において、防災教育に係る授業の機会を利用し、携帯トイレの使用、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの設置・使用・運用の体験学習を実施	□	□
●			○町会・自治会や学校は、地域のイベント、学校の運動会や体育祭、文化祭の機会を利用し、携帯トイレの使用や、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレの設置・使用・運用に係る訓練を実施	□	□

4. 多重的な災害用トイレの確保

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
	●		4-2 既設トイレの使用可能な個室(便器)の確認		
	●		○避難所等運営者は、避難所などの施設の安全確認の結果、施設が使用できる場合、既設トイレの使用手順書に基づき点検し、使用方法を確認 <既設トイレの点検項目等の例> ●トイレ内において、落下物などの危険箇所がない／ある ●便座やタンクが使用可能／不可能 ●排水管からの漏水がない／ある ●汚水ますやマンホールからあふれない／あふれる ●上階から水を流しても下の階のトイレからあふれない／あふれる ●水が出る／出ない	□	□
	●		4-3 既設トイレの使用禁止などの措置の実施		
	●		○避難所等運営者は、避難所などの施設の安全確認の結果、施設が使用できる場合でも、トイレ内において、落下物などにより危険箇所がある場合、便座が使用不可能な場合は、既設トイレの使用禁止などの措置を実施	□	□
	●		4-4 備蓄してある携帯・簡易・仮設トイレ(組立式・備蓄)の設置		
	●		○避難所等運営者は、既設トイレの点検実施後、トイレ内において、落下物などの危険箇所がない／便座が使用可能(タンクが使用不可能)／排水管からの漏水がある・汚水ますやマンホールからあふれる／上階から水を流すと下の階のトイレからあふれる／水が出ない場合は、便座に携帯トイレを取り付けて利用	□	□
	●		○避難所等運営者は、既設トイレが使用できない場合、避難所運営マニュアルや災害用トイレの設置・使用手順書等に基づき、組立式の簡易トイレを設置	□	□
	●		○避難所等運営者は、既設トイレが使用できない場合、避難所運営マニュアルや災害用トイレの設置・使用手順書等に基づき、備蓄している組立式の仮設トイレを設置	□	□
	●	●	4-5 マンホールトイレの設置		
	●	●	○避難所等運営者は、既設トイレが使用できない場合、避難所運営マニュアルや災害用トイレの設置・使用手順書等に基づき、マンホールトイレを設置	□	□
	●	●	4-8 トイレの利用状況の把握(並んでいないか、待ち時間はあるのか等)		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などのトイレの利用状況を把握	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、災害用トイレが不足している場合、区市町村職員へ要請	□	□

5. トイレの使用ルールづくり

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
●	●	●	5-1 トイレの使用ルールの周知、掲示の実施(多言語表記)		
●	●	●	<p>○区市町村や避難所等運営者は、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等の使用ルールを作成(多言語表記)</p> <p><マンホールトイレの使用ルール例></p> <p>①トイレ内を見回してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●トイレ内には、擬音装置、防犯ブザー、鏡があります。 ●擬音装置は真ん中水色のボタンを押してください。水の流れる音がします。もう一度押すと止まります。 ●装置上部の小さいボタンは音量ボタンです。 ●防犯ブザーは危険を感じた場合、ボタンを押すか、垂れている紐を引いてください。大きな音が鳴ります。 <p>②手荷物等がある場合は、トイレ右側のフックを利用してください。</p> <p>③トイレは使用前に、便座や手摺等に備え付けの消毒薬を使用し、トイレトペーパーで拭き取り、使用してください。</p> <p>④使用したトイレシートペーパーは、ペットボトルの水を使い便器に流してください。</p> <p>⑤トイレ使用中に正面扉にある使用説明掲示物をご覧ください。 水洗式のトイレですが、ご自宅のトイレの様に水を流すボタン等はありません。 ※掲示物の QR コードを読み込みこむと使用説明動画をご覧になれます。</p> <p>⑥使用後に、便座下部のシューターにトイレトペーパー等が残っていた場合は、備え付けのペットボトルの水(適量)で流してください。この時、キャップは外さないで流してください(シャワー状に水が出ます)。ペットボトルは、500mLと2Lを備えています。</p> <p>⑦男性用小便器も、使用後はペットボトルの水を適量流してください。</p> <p>⑧トイレ使用後は外にある手押しポンプ、手洗い場へ行きましょう。</p>	□	□
●	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、既設トイレ、仮設トイレやマンホールトイレ内に使用ルールを掲示	□	□
	●	●	5-2 正しい手洗い方法の周知、掲示の実施(多言語表記)		
	●	●	<p>○区市町村や避難所等運営者は、手洗いの方法(水が使用できない場合を含む)について、掲示物(写真を含む)を作成(多言語表記)</p> <p><正しい手洗いの方法例></p> <p>①手のひら、指の腹を洗う/②手の甲を伸ばすように洗う/③指先・爪の間を洗う/④指の間を洗う/⑤親指をねじり洗いする/⑥手首を洗う/⑦よくすすぎ、ペーパータオルで拭く</p> <p><水が使えない時の手洗いの方法例></p> <p>①ウェットティッシュで、汚れをよく落とす/②消毒用アルコールをよくすりこむ</p>	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などのトイレ近傍の手洗い場において、手洗い方法を掲示	□	□
●	●	●	5-3 トイレの男女別をわかりやすくする表示の実施(多言語表記)		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、仮設トイレやマンホールトイレの扉に、男女別の標記をピクトグラムにより掲示	□	□
	●	●	5-4 トイレの防犯対策について使用者に呼びかけを実施		
	●	●	○避難所等運営者は、女性や子供に対する暴力等の予防啓発の実施や相談窓口を設置	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、防犯パトロールの実施方法や実施体制を定め、男女混合2名以上で防犯パトロールを実施	□	□
	●	●	5-5 女性、要配慮者、性的マイノリティ等に意見を求め、改善を実施		
	●	●	○避難所等運営者は、要望や困りごとを直接聞く機会、意見箱の設置など、仕組みや体制を構築	□	□

6. 多様な視点に配慮した環境づくり

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
	●	●	6-1 高齢者、障害者、女性用トイレへの動線の安全性の確保(入口の向きの配慮を含む)		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、要配慮者はトイレへの移動が便利な部屋を割り当て	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、仮設トイレやマンホールトイレを設置する際、男女分けを行い、離れた場所へ設置するか、入口が別の方向となるように配置	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、避難所の福祉避難スペース内やその近くにトイレを設置	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、要配慮者の部屋からトイレまでの動線がバリアフリーになっているかを確認	□	□
●	●	●	6-2 おむつや生理用品等の確保		
●	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、生理用品については女性が配布する体制や、女性用トイレ・女性専用スペースに常備するルールを構築	□	□
●	●	●	6-3 おむつや生理用品のサニタリーボックスの確保		
●	●	●	○避難所等運営者は、避難所などのトイレにおけるサニタリーボックス及び小袋の設置、交換体制について確認	□	□
	●	●	6-4 女性や子供が昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ設置		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、女性や子供が利用するトイレは、屋外や暗い場所を通らないように動線を確保	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、子供と一緒に大人が入れるスペースのあるトイレを設置	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、おむつ替えのスペースがあるトイレを確保	□	□
	●	●	6-5 女性用トイレの割合が多くなるように設置		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、男性トイレと女性トイレの割合は1:3とするなど、女性用トイレの数が多くなるように配置	□	□
	●	●	6-6 防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、夜間照明を個室・トイレまでの経路に設置	□	□
●	●	●	6-7 仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)の実施		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、個室が施錠可能なタイプの仮設トイレやマンホールトイレの上屋を設置	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、個室内に防犯ブザーを設置・動作確認	□	□
●	●	●	6-9 子供用のトイレ(便座)の確保		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、多機能型の仮設トイレやマンホールトイレを設置、乳幼児用便座を配置	□	□
●	●	●	6-11 多様な視点に配慮した掲示や説明		
●	●	●	○避難所運営者は、子供、障害者、外国人等に配慮した「やさしい日本語」を含む多言語での掲示や説明を実施	□	□

7. 要配慮者ニーズへの対応

取組時期			取組内容	確認 したか	実施 したか
予防	応急	復旧			
	●	●	7-1 トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握を実施		
			○避難所等運営者は、避難所などにおいて、高齢者、視覚障害のある人、肢体不自由のある人、知的障害のある人、LGBTQや性同一性障害のある人など、要配慮者ごとの留意事項を確認 <要配慮者の配慮事項例> ■ 高齢者 ●できるだけ出入口やトイレに近い場所に居住スペースを確保するなど、移動が少なく済むように配慮 ■ 視覚障害のある人 ●できるだけ出入口やトイレに近い場所に居住スペースを確保するなど、移動が少なく済むように配慮 ●トイレなどの情報は、必ず読み上げて伝達 ●トイレなど部屋の配置がわかるように避難所の中を案内 ■ 肢体不自由のある人 ●できるだけ出入口やトイレに近い場所に居住スペースを確保するなど、移動が少なく済むように配慮 ●通路に障害物がないか気をつけ、車いすや松葉杖の利用者が通れるスペースを確保 ●避難所のトイレが使用できない場合があるため、本人への確認が必要 ■ 知的障害のある人 ●トイレなどの情報が理解できているか、声かけ確認が必要 ■ LGBTQ や性同一性障害のある人など ●トイレは、男女別のほか男女共用も設置するなど、利用しやすいよう配慮	□	□
	●	●	○避難所等運営者において、避難者名簿を作成する際に、要配慮者の配慮事項を確認	□	□
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、配慮事項にあわせた居住スペースへの誘導	□	□
	●	●	7-3 感染症患者が出たときの専用トイレの確保		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、一般の居住区と感染症陽性者や感染の疑いがある方等との区域を明確に分け、間仕切り等で区切るとともに、専用トイレを設置	□	□
	●	●	7-4 装具交換やおむつ交換のための折り畳み台の検討		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、車いす等で利用できる男女共用の多機能トイレを設置するとともに、装具交換やおむつ交換のできる折り畳み台や照明を設置	□	□
	●	●	7-5 人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペースの検討		
	●	●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、車いす等で利用できる男女共用の多機能トイレを設置するとともに、人工肛門・人工膀胱保有者がストーマ装具を交換できる折り畳み台や照明を設置	□	□
		●	7-6 トイレの待合スペース・雨風日除けの確保を検討		
		●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、屋外において、仮設トイレの順番を安心して待つことができるように、待合スペース(椅子等)を設置することを検討	□	□
		●	○避難所等運営者は、避難所などにおいて、屋外において、仮設トイレや待合スペースに仮設テント等を設置し、雨天時等でも傘をさすことなく、また、暑さが原因でトイレを避けることがないようにすることを検討	□	□

8. 衛生環境の確保

取組時期			取組内容	確認したか	実施したか
予防	応急	復旧			
●	●	●	8-1 手洗い場、手洗い用の水・石鹸の確保		
●	●	●	○手洗い水の確保が可能な場合、避難所等運営者において、手洗い場、手洗い水、石鹸、ペーパータオル等を用意(手洗い場の排水の確保を含む)	□	□
●	●	●	○避難所等運営者において、手洗い方法を掲示	□	□
●	●	●	8-2 ウェットティッシュ、消毒液(手指消毒用・環境整備用)、消臭剤の確保		
●	●	●	○手洗い水がない場合、避難所等運営者において、ウェットティッシュを用意	□	□
●	●	●	○手洗い水がない場合、避難所等運営者において、手指消毒用アルコールを用意	□	□
●	●	●	○避難所等運営者において、手指消毒方法を掲示	□	□
●	●	●	○避難所等運営者において、消臭剤を用意	□	□
●	●	●	8-3 トイレ専用の履物の確保		
●	●	●	○避難所等運営者において、トイレ専用の履物を用意(屋内のトイレに限る)	□	□
●	●	●	8-4 トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施		
	●	●	○避難所等運営者において、避難者の中から、トイレの責任者とトイレ掃除当番を決定	□	□
	●	●	○避難所等運営者において、トイレの清掃・利用の注意事項を提示 <トイレの衛生管理の注意事項例> <ul style="list-style-type: none"> ● トイレの入口には手洗用の消毒液を設置し、換気を十分に行うこと ● トイレ清掃は当番制で毎日行い、清潔に保つことを心がけて使用すること ● 消毒液は、消毒液の作り方を作成し、参照すること ● 清掃の方法は、薬液等に浸して絞った布で拭くこと ● 清掃の頻度は、1日1回を目安とすること。ただし、使用頻度に応じて適宜行うこと 	□	□
●	●	●	○避難所等運営者において、衛生確保に係る注意事項を提示 <トイレの衛生管理の注意事項例> <ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが気持ちよくトイレを使うために、女性もリーダーシップを発揮できる避難所運営体制にすること ● 感染症を予防するために手洗い水の確保や手洗いを徹底すること ● 掃除当番を決めること ● 定期的に見回りし、汚れてないか確認すること。 ● 体育館等の室内のトイレでは、専用の履物を用意すること ● 便袋を使用する場合は、汚物処理の方法を徹底し、汚物の保管場所を確保すること ● 便袋の保管場所はできる限り、雨水で濡れない場所を選択すること ● 感染症患者が出ることを想定し、専用のトイレを設けること ● ボランティア等の支援者の力を借りて、衛生的なトイレ環境を維持すること 	□	□
	●	●	8-5 トイレの掃除用具・使い捨て手袋・マスク・作業着等の確保		
	●	●	○避難所等運営者において、トイレ清掃用具を用意 <トイレ清掃用具例> <ul style="list-style-type: none"> ● 掃除用水(清掃用と消毒用)/トイレ清掃専用のバケツ(消毒水用、モップ洗浄用)/消毒水作成用の塩素系漂白剤(キッチン用で良い)/ビニール袋(ゴミ袋用、清掃用具持ち運び用)/トイレ掃除用ホウキ・チトリ/トイレ掃除用雑巾(多用途に使用するため複数用意)/ブラシ(床用、便器等)/トイレ用洗剤(災害用トイレには中性洗剤)/モップ/ペーパータオル(掃除用)等 ● 清掃する人が着用するものとして、ゴム手袋(使い捨て)/マスク(使い捨て)/トイレ清掃用の作業着 	□	□
	●	●	8-6 荷物かけフックの確保		
	●	●	○避難所等運営者において、便器内にトイレットペーパー以外のものを混入されるのを防止、また、トイレへの落とし物を防ぐことなどを目的とし、荷物かけフックを設置	□	□
	●	●	8-7 防虫・除虫対策の実施		
	●	●	○避難所等運営者において、汚物用ビニール袋、汚物用脱臭剤の用意	□	□
	●	●	○避難所等運営者において、トイレ用防虫剤の用意	□	□